

一般社団法人日本歯科麻酔学会 代議員選出細則

平成21年10月8日制定 平成30年10月4日改定 令和8年10月9日改定
平成21年10月8日施行 平成30年10月4日施行 令和8年10月9日施行

(目 的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下「本会」という。）定款第25条に基づき、法人法上の社員としての代議員の選出等に関し、必要な事項を定めるものである。

(種 類)

第2条 この法人は、代議員として一般代議員を置くことに加え、本法人の意思決定に対する女性会員の参画を推進するため、女性枠代議員を置く。

（1）一般代議員とは、第4条に示した手続きによって選出された代議員をいう。

（2）女性枠代議員とは、（1）の代議員の他に、女性枠で選出された代議員をいう。

2 一般代議員と女性枠代議員は、いずれも代議員として同一の権限を有す。

(定 数)

第3条 この法人に、120名以上200名以内の代議員を置く。

(選 出)

第4条 一般代議員は、本会正会員であり次の各号全てに該当する者の中から選挙により選出し、その決定は定時社員総会で行う。

（1）理事会から推薦があり、社員総会の承認が得られた者。

（2）代議員選出の事業年度において、満65歳未満であること。

（3）現代議員として、正当な理由なくして2年間にわたり全ての社員総会を欠席したようなことがないこと。但し、委任状による出席は欠席したものとみなす。

2 一般代議員の定員は大学等にあつては4名以内とする。但し、3名は歯科麻酔に専従している講座または診療科の所属とし、それ以外の施設は1名とする。

第5条 女性枠代議員選出の基準と方法については別に定める。

2 女性枠代議員として代議員を選出する場合には、第4条第2項の定員に含めないものとする。

(選出の時期)

第6条 この選出は、現代議員の任期終了日の1ヶ月前までに実施しなければならない。

(任期等)

第7条 代議員の任期は、選出後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。但し、再任を妨げない。

2 代議員の任期中に65歳に達した代議員は、原則として事業年度に関する定時社員総会の終結時をもって任期満了とする。

(選挙管理)

第8条 代議員の選出は、選挙管理委員会規定に定める代議員選出のための選挙管理委員会が管理する。

(改 廃)

第9条 この細則を改廃する場合は、理事会の議決を経て社員総会の承認を得なければならない。

ない。

附 則

1. この細則は、平成21年10月8日から施行する。
2. この細則は、平成30年10月4日に第2条を第3条とし、第3条を第4条とし、第4条を第6条とし、第5条を第7条とし第6条を第8条とし、第7条を第9条とする。
第1条の次に第2条を、第4条の次に第5条を新規作成する。
3. この細則は、第4条を平成30年10月4日に改定する。
4. この細則は、第3条を令和8年10月9日に改定する。